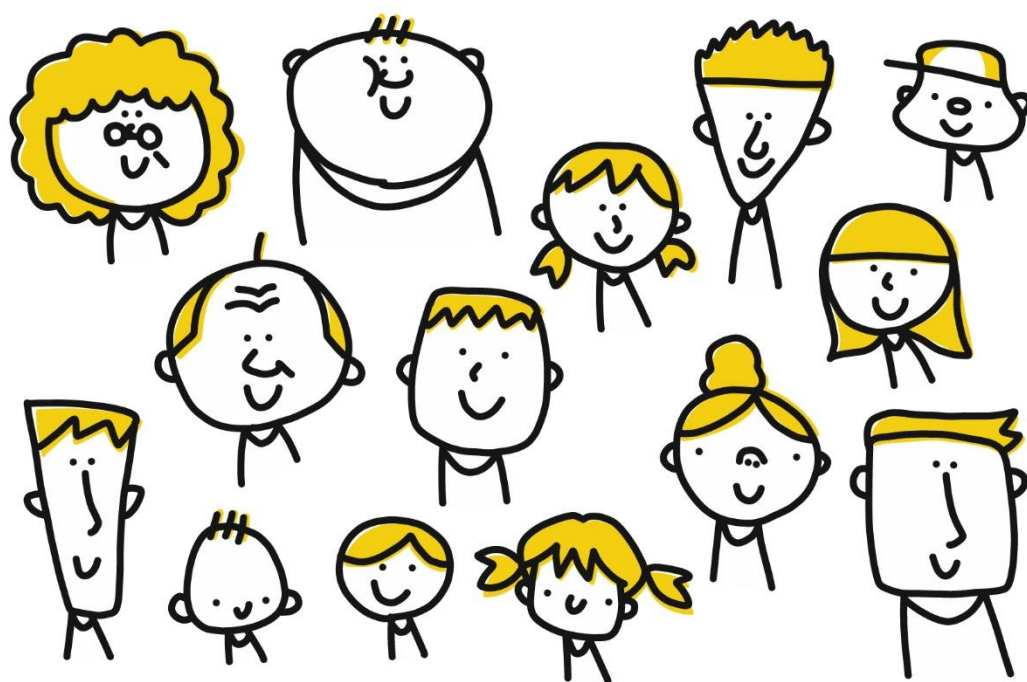


生活保護のしおり



このしおりは、生活保護の制度について説明したものです。わからないことや、相談のある方は、電話や来所などの方法により、まずはお問い合わせください。

亀山市福祉事務所

(地域福祉課福祉総務 G)

〒519-0164 亀山市羽若町 545 番地
亀山市総合保健福祉センターあいあい内
Tel : 0595-84-3311 Fax : 0595-82-8180

目 次

生活保護について

生活保護の受給まで

- 1 相 談 P1
- 2 申 請 P1
- 3 訪 問 ・ 調 査 P2
- 4 決 定 ・ 受 給 P3
 - (1) 決 定 P3
 - (2) 結 果 通 知 P3
 - (3) 受 給 開 始 P4

生活保護を受給する方の権利 P5

生活保護受給中に守っていただくこと P6



生活保護について

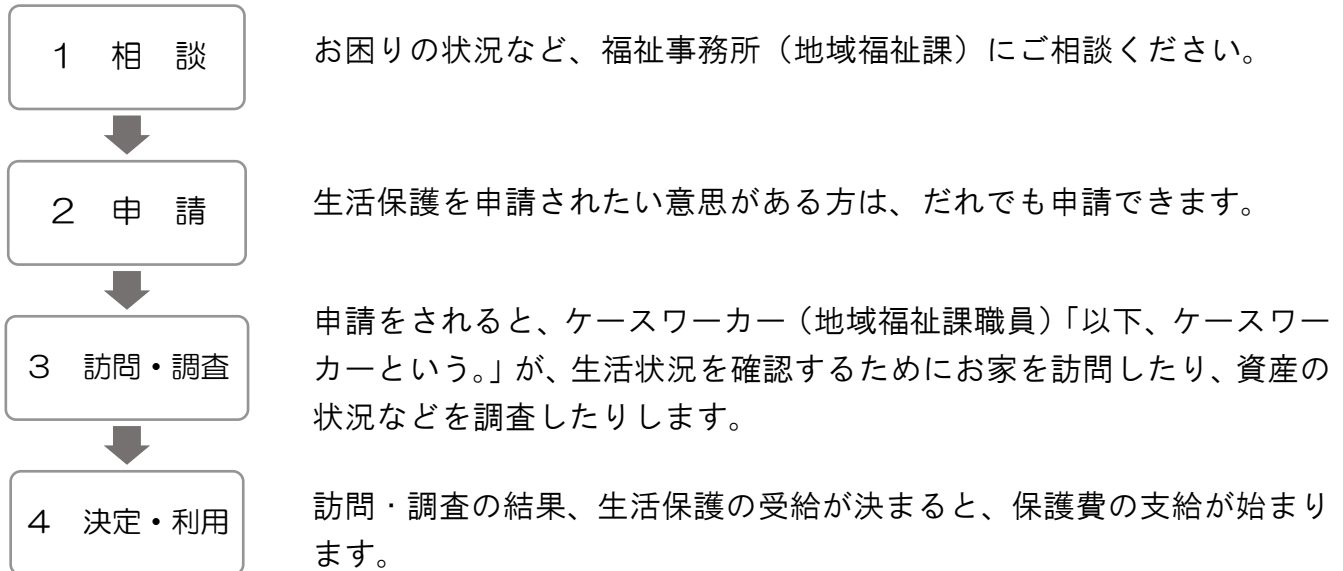
日本国憲法第 25 条に「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められています。これを「生存権」といい、基本的人権の一つとなります。私たちの一生の間には、病気、けが、失業のほか、家族が亡くなったり、さまざまな事情のために生活が成り立たなくなったりすることもあります。

生活保護は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が必要な保護と健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送ることができるように支援する制度です。皆さんが、生活にお困りの場合、ご利用いただくことができます。



生活保護の受給まで

生活にお困りの方は、まずは福祉事務所（地域福祉課）にご連絡ください。生活保護の利用を含め、関係する支援機関と連携しながら、問題の解決を図ります。相談された内容などの個人情報は厳守します。



流れの詳しい説明

1 相 談

生活に困った、生活保護を受給できないかと思われたら、福祉事務所（地域福祉課）に相談（電話相談も可能）してください。

相談では、面接相談員があなたの抱えている問題を丁寧にお聞きします。あなたの生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。

また、生活保護制度について説明をお聞きになって、生活保護の受給が必要なときは申請をすることができます。



2 申 請

生活保護を受給するには、ご本人の意思による申請^{※1}が必要です。

また、申請に伴い、調査にあたって必要な書類や資料など^{※2}をお願いする場合があります。これらを提示・持参いただくと手続きがスムーズに進みます。

※1 ご本人の意思による申請

事情により、ご本人が申請することができない場合は、親族などが代理で申請することもできます。

※2 必要な書類や資料など

印鑑、健康保険証、介護保険証、年金証書、直近3か月の給与明細書、家屋賃貸借契約書、預貯金通帳、生命保険証書、マイナンバーカード、車検証、母子健康手帳、障害者手帳（身体・精神）、療育手帳、在留カード、外国人登録証明書など



3 訪問・調査

ケースワーカーが、家庭訪問による実態調査のほか預貯金や扶養義務調査などに関する調査をします。



(1)能力の活用について	<p>働ける能力がある方は、その能力に応じて働いてください。</p> <p>※高齢、病気や障がいなどの理由で働けない方は、病気の治療など、その問題解決を優先します。</p>
(2)資産の活用について	<p>生活保護を申請されると、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、自動車、土地家屋、高価な貴金属など活用や売却が可能な資産は、原則として売却などして生活費にあてていただきます。</p> <p>※ただし、解約返戻金が少額な生命保険、障がい者が通院に必要とするなど一定の要件を満たした自動車など保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。</p> <p>※また、65歳以上の高齢者世帯で評価額が500万円以上の居住用不動産を保有している方は、「要保護者世帯向け不動産担保型生活資金」貸付制度をご受給いただく場合があります。</p>
(3)扶養義務について	<p>民法上の扶養義務のある方（夫婦、親、子、兄弟姉妹など）から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。</p> <p>※親族の扶養は可能な範囲で援助を行うものです。援助できる親族がいることによって、生活保護を受給できないということではありません。</p> <p>※DV（家庭内暴力）や虐待など特別の事情がある場合は、親族への照会を見合わせるなどの配慮をします。</p>
(4)他制度活用について	<p>生活保護以外に、年金、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金などの他の法律や制度で活用できるものがあれば優先して活用していただきます。</p>
(5)原則として生活保護を受給できない方	<ul style="list-style-type: none">・暴力団員の方・過去に年金担保貸付を受給するとともに、生活保護を受給し、生活保護を廃止となった後に、再び年金担保貸付を受給した方



4 決定・受給

(1) 決定

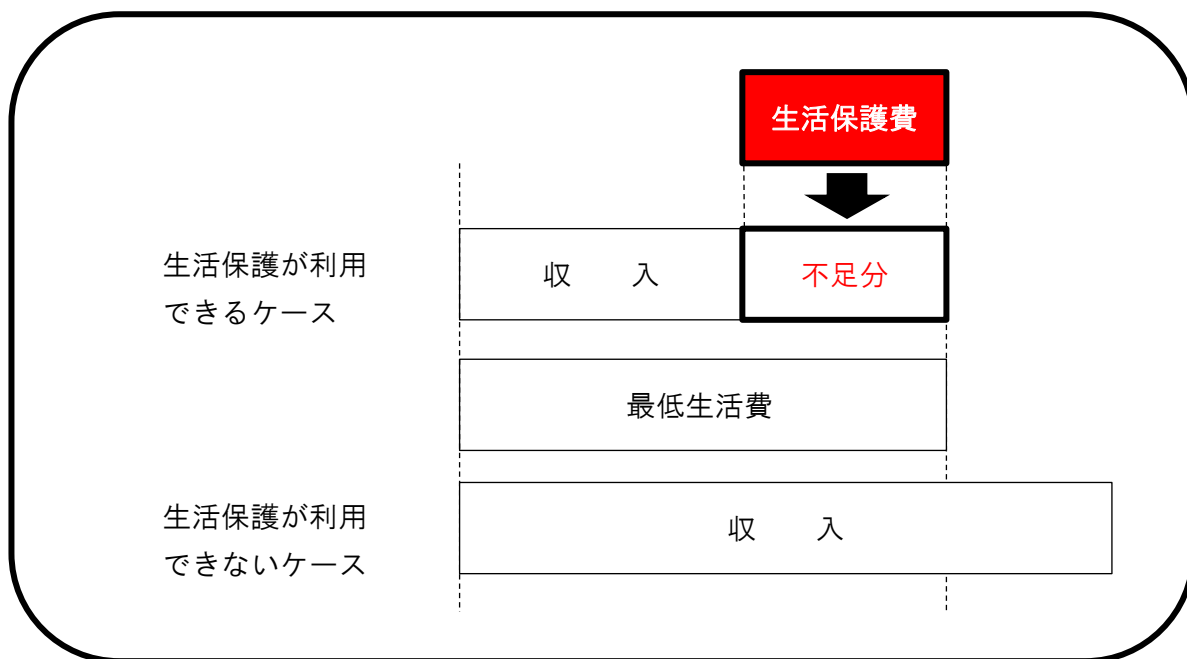
さまざまな調査をしたあと、生活保護の受給ができるかどうかの審査を行います。

審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、年金、各種手当、養育費なども含みます）を比較して判定します。

下図のように、最低生活費に対して、世帯の収入が不足する場合は生活保護を受給し、不足分を補います。また、世帯の収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の受給はできません。

生活保護が適用された場合、働いて得た収入は基礎控除や社会保険料・交通費などの必要経費の控除が認められることから、結果的に手元に残るお金が増え、生活の向上につながる仕組みになっています。

※生活保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。



(2) 結果通知

結果通知は申請した日から原則として14日以内に行います（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）。生活保護が受給できる場合は「保護決定通知書」を交付し、お知らせします。

なお、生活保護を受給できない場合は「保護申請却下通知書」を交付し、却下（受給できない）理由をお知らせします。



(3) 受給開始（生活保護が決まったら・・・）



生活保護の受給が決定した方には、ケースワーカーが自立に向けて支援を行っていきます。また、生活保護には8つの扶助があり、世帯の生活の必要に応じて受けることができます。

①生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用が、世帯の人数、個人の年齢などから算定されます。



⑤介護扶助

介護認定を受けている方が、介護サービスを受ける際の1割の自己負担分が支給されます（現物支給）。

②住宅扶助

家賃、地代などの費用が定められた限度額内で支給します。

⑥出産費用

出産に係る費用について、限度額内で支給されます。



③教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な経費が支給されます。



⑦生業扶助

高等学校にかかる費用や就職するために必要となる技能、資格取得にかかる費用が支給されます。

④医療扶助

医療費は、保険適用内のものについては、自己負担は発生しません（現物支給）。

また、治療材料や施術なども要件に当てはまる場合は支給可能なものもあります。

⑧葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などについて、限度額内で支給されます。



生活保護には、衣食等の経常的に毎月必要となる最低生活費のほか、臨時的に必要な支出に応じた一時扶助があります。支給には一定の条件や限度額がありますので、すべて支給されるとは限りません。事前にケースワーカーに相談のうえで手続きをしてください。

(一時扶助の例)

- 通院移送費(通院に必要なバスや電車など、医師が必要と認めた場合はタクシーも可)
- 治療材料費(メガネやコルセットなど)
- 保護開始時において、必要な家具什器(炊事用具や食器など)がない場合
- 入学準備金(小中学校、高等学校の入学準備に必要な費用)、通学費用
- 住宅の更新料

●保護費の支給方法●

口座振込または、場合により福祉事務所の窓口で支給

① 毎月の保護費

保護費は原則として毎月5日
(5日が閉庁日の場合は、その直
前の平日が支給日となります。

② 臨時の保護費

最初の保護費や一時扶助など
は、翌月分の保護費に合わせて
支給するか、臨時的に支給する
場合があります。



生活保護を受給する方の権利

1. 正当な理由なく、すでに決定された保護をとめられたり、保護費を減らされたりすることはありません。
2. 保護費として支給したお金や品物には税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
3. 次のものについて、減免や免除を受けることができます。所定の手続きが必要ですのでケースワーカーまで申し出てください。
(例)・NHK受信料・固定資産税・市県民税・国民年金保険料・保育所・幼稚園利用料など
4. 健康診査、各種がん検診など無料で受診できるものがあり、対象となる健康診査や乳幼児健診等の「検(健)診」、「予防接種」は、長寿健康課(84-3316)までお問合せください。

※審査請求等

福祉事務所からの決定などに疑問があるときは、説明を求めてください。

それでもなお納得がいかないときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して不服申し立て(審査請求)をすることができます。



生活保護受給中に守っていただくこと

1. それぞれの能力に応じて収入を上げることができる人は最善をつくり、生活の維持向上に努めてください。
2. 病気の人は医師の指示に従って治療に専念してください。高齢などの理由で働けない人以外は、働けるようになったら、収入を得ることができるよう努めてください。
3. 病院を受診される場合は、医療券や調剤券の発行が必要となりますので、事前に福祉事務所に電話（84-3311）をしてください。急病（入院や退院も含む）などで連絡をする余裕がないときは、必ず翌日中（休日の場合は翌開庁日）に連絡をしてください。
 - 医師に指示された場合以外は、同じ病気で2か所以上の病院にかからないようにし、必要以外の病院受診をしないようにしてください。
なお、処方箋の中でジェネリック医薬品がある場合は、原則ジェネリック医薬品を使用するよう努めてください。
 - 保護の受給中は、国民健康保険は使えませんので、保険証がある場合は返却してください。社会保険の場合は、そのまま使えますが、医療機関の窓口で保護を受けていることをお伝えください。
4. 毎日の支出については、計画的な生活をするように心がけてください。
支給された住宅の家賃、給食費や教材費等の学校納入金などの扶助費は、それぞれの用途のために支給していますので、滞納などがないようにしてください。代理納付として福祉事務所が債権者に直接振り込みを行うこともできます。
5. 福祉事務所やケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従ってください。

【自動車の保有について】

自動車の保有、または占有（借りて利用すること）は、原則認められていません。

- 生活保護制度は、生活に困っている人の最低限度の生活を保障するための制度であり、自動車の保有には、保険料、自動車税、車検費用、燃料費など多額の経費がかかります。また、交通事故を起こした場合、賠償問題が発生してしまい、世帯の自立が阻害されてしまうおそれがあります。

なお、通勤用などの自動車は、障がい者の方の通院の場合など、個々の実情に応じ、所有及び保有を有期で認める場合があります。それ以外は、自分で所有することや他人の車を借りるなどにより利用することは認められていません。



6. 生活状況に変化があったときは、必ず届けてください。

＜届出が必要なもの＞

(1) 世帯状況に変化があったとき(例)

- 住所が変わるとき(転居などは、事前に必ず相談をしてください)
- 家族に変化がある(あった)とき(出生、死亡、転入転出、入退学、休学、卒業、入退院、事故、結婚など)
- 就職や離職したとき
- 生命保険などの加入や解約などをしたとき
- 健康保険の資格を取得・喪失したとき
- 家賃、地代が変更されるとき
- 帰省などで家を長期間留守にするとき
- その他生活状況に大きな変化があったとき

(2) 収入に変化があったとき(例)

- 毎月の給与(賞与を含む)を受け取ったとき
- 債務整理(個人の借金を整理すること)による過払金があったとき
- 年金などの公的手当があったとき
- 不動産など資産の売却益があったとき
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき
- 交通事故の慰謝料、補償金などがあつたとき

※上記は一部の例です。収入はあらゆるものについての申告が必要です。

収入申告を適正に行えば、次のような控除(収入から差し引かれる)や収入として認定しない取り扱いができることがあります。

就労収入に対する控除	
① 基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じ、一定の金額を控除
② 未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額を控除
③ その他必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費を控除
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立にあてられると認められるものは、収入として認定しません。	

※その他、自立更生のためにあてられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合もあります。

《保護費の返還・罰則》

これらの届出を怠ったり、偽りの届出をしたときは、不正に受けた保護費の返還を求めたり、罰せられたりすることがあります。